

# 高等学校等就学支援金 家計急変支援制度のご案内

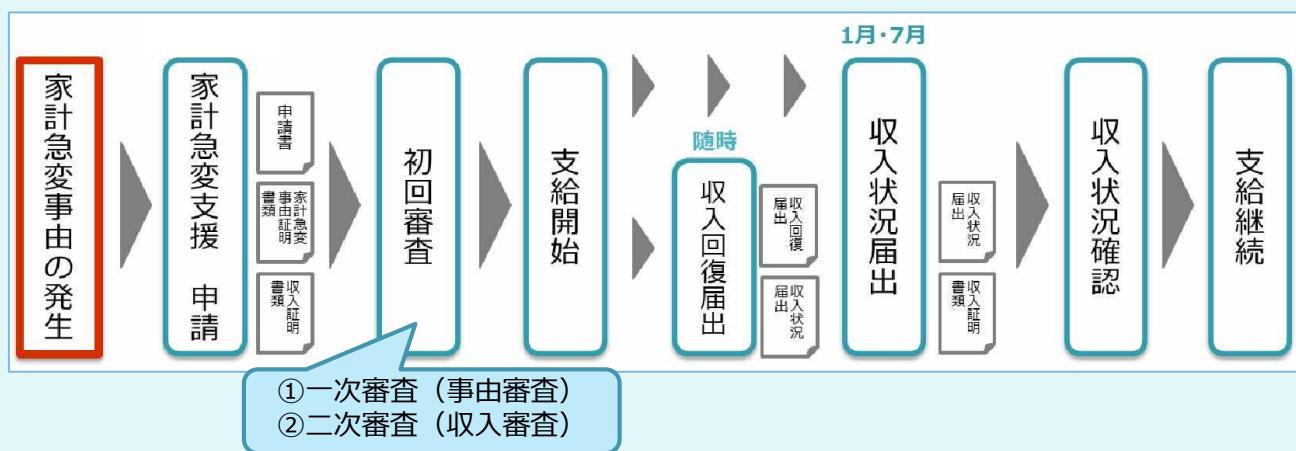
～やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援があります～

やむを得ない理由により収入が急減してしまったが、  
住民税に反映されていない方



家計急変支援制度に申請することで、  
就学支援金の受給または増額が可能となる場合があります！

## 申請・受給の流れ



※家計急変事由発生後、速やかに申請してください。

※学校を通じて提出された申請に基づき、まずは初回審査のうち、家計急変事由に該当するか判定する「一次審査」を行います。一次審査の結果、要件に該当した場合は「二次審査」に進みます。その場合は、学校を通じてご連絡します。

※二次審査の結果、要件に該当した場合には支給が決定します。その後、受給を継続するためには、原則年に2回（1月・7月）「収入状況届出」を行う必要があります。

※受給中に収入が回復した場合は「収入回復届出」の提出が必要です。

※詳細な手順等は、申請の手引きや利用マニュアルにてご確認ください。

## e-Shienへのログイン

ログインには学校より通知されたログインIDとパスワードが必要です。  
ご自身の情報が不明な方は、在学校までお問い合わせください。



e-Shien 文部科学省 検索

## 申請方法等の詳細

詳細は東京都生活文化スポーツ局HPで（右のQRコード又は次のURLから）ご確認ください。  
※「○家計急変支援制度について」のボタンをクリックしてください。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/0000000639.html>



## 家計急変支援制度の対象となる方

保護者等の負傷、疾病による療養のため勤務できること、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に特例的に授業料を支援します。

通常制度の対象にならない方や、現在受給していても、加算額が支給されていない方（※1）は、次の要件を両方満たす場合に支援を受けられる可能性があります。

（要件1）対象となる家計急変事由に該当

（要件2）世帯年収が約590万円未満相当（※2）まで減少

※1 生徒と保護者が都内にお住まいの方は、授業料軽減助成金により、上限額（例：年額制の場合は484,000円）まで受給できるため、家計急変支援申請の手続きは不要です。授業料軽減を申請してください。

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。

	対象となる方の例（※3）	対象外となる方の例
要件1	<ul style="list-style-type: none"><li>・負傷・疾病による療養のため勤務できること</li><li>・自己の責めに帰すことのできない理由による離職</li><li>・令和4年1月2日以後に家計急変事由が発生</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・定年退職</li><li>・自己の責めに帰する理由による自己都合退職</li><li>・離婚や死別</li></ul>
要件2	<ul style="list-style-type: none"><li>・家計急変事由発生後の減少した収入の状況をもとにした世帯の推計年収が約590万円未満相当になった場合（※4）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・推計年収が家計が急変する前から約590万円未満相当であった場合</li></ul>

収入目安

約910万円以上	基準額 年額 118,800円 (月額 9,900円)
約910万円未満 約590万円以上	加算額 年額 396,000円 (月額 33,000円)
約590万円未満	受給額

※4 都内在住者は、授業料軽減助成金により上限額まで受給することができるため、家計急変としての申請の必要はありません。

家計急変支援制度による  
給付が認定された場合  
➡ 加算額相当が給付  
(在校の授業料額が上限)

※3 家計急変事由を証明する書類（原則、第三者が証明）や家計急変後の収入の状況を証明する書類の提出が必要です。

## 受給できる金額等について

原則として、申請した月（ケースによっては翌月）分から、授業料額を限度として最大で**月額33,000円**を受給することができます。ただし、支給が認められた月から、直近の6月または12月分までとなり、それ以降は原則半年分毎に再度申請し、認定を受ける必要があります。

なお、審査には一定の期間を要するため、支給決定までに半年以上の期間を要する場合もあります。申請月や審査状況によっては年度をまたぐ場合もありますので、予めご了承ください。また、支給は学校に対して行います。支給決定後の具体的な還付方法や時期等は学校へお尋ねください。

お問い合わせはこちら

東京都私学就学支援金センター

【令和6年3月31日まで】 ☎ 03-5227-1255

【令和6年4月1日以降】 ☎ 03-6743-5011

平日 午前9:15～午後5:00